

個別ケース検討会議とは

こどもの安全と家族支援に向けて関係機関が協議を行い、支援内容を検討します。

協議・検討する事項について

- 1 子ども（家庭）の情報の集約、問題点の確認、危険度や緊急度の判断
- 2 具体的な支援方法や支援計画の検討、役割分担の決定
- 3 主担当機関と主たる支援機関の決定、次回会議日程等の確認

効果的な会議とするために

- 1 自機関が把握している情報や自機関でできることを事前に整理
- 2 会議では、各機関ができる具体的な援助内容を出し合う
- 3 役割や責任を押し付け合うのではなく、互いの役割の違いを尊重して話し合う

会議の開催について

- 1 区家庭児童相談室に連絡・相談（会議を関係機関が開催することも可。児童相談所が深く関わっていることの場合は児童相談所に直接連絡可）
- 2 区家庭児童相談室等で会議の開催について検討。開催する場合の参加機関や日程調整等を行い、会議を開催

守秘義務について

要対協の枠組みで行う個別ケース検討会議は、児童福祉法上の守秘義務が課せられています。会議の内容について、正当な理由なく他に漏らす等した場合、罰則が科せられることがあります。

児童虐待を
発見した場合

はっきり児童虐待とは
わからない場合

学校で
関わっているだけでは
不安な場合

こんなとき、まずは相談を！〔各種相談窓口〕

夜間・休日は「札幌市子ども安心ホットライン」へご連絡ください。

札幌市子ども安心ホットライン（24時間365日）

札幌市児童相談所（担当区：中央・北・東・南・西・手稲）

〔月～金 8:45～17:15〕

※土・日曜、祝日及び12月29日から
1月3日まではお休み

TEL.011-622-8630

TEL.011-622-0010

児童相談所虐待対応

ダイヤル（24時間365日）

局番なしの
189

札幌市東部児童相談所（担当区：白石・厚別・豊平・清田）

〔月～金 8:45～17:15〕

※土・日曜、祝日及び12月29日から
1月3日まではお休み

TEL.011-863-6290

区健康・子ども課 （家庭児童相談室） 〔月～金 8:45～17:15〕 ※土・日曜、祝日及び 12月29日から1月3日まではお休み	中央区	TEL.011-205-3353	豊平区	TEL.011-822-2423
	北区	TEL.011-757-1182	清田区	TEL.011-889-2049
	東区	TEL.011-711-3212	南区	TEL.011-522-5770
	白石区	TEL.011-861-2512	西区	TEL.011-621-4241
	厚別区	TEL.011-895-2497	手稲区	TEL.011-688-8596

こどもが受傷している、こどもや保護者が保護を求めている場合や性的虐待、生命が危ぶまれるような場合には、すみやかに担当区の児童相談所（札幌市子ども安心ホットライン）へ連絡してください。

児童虐待防止法第6条の規定に基づき、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、すべての国民に通告する義務があります。また、児童虐待防止法第7条の規定に基づき、通告した方の秘密は守られます。



オレンジリボンにはこどもの虐待を防止するというメッセージが込められています。

このリーフレットは、「児童虐待防止ハンドブック」（札幌市）のうち関係機関の皆さんに知っていただきたい情報をまとめたものです。編集にあたっては「子ども虐待対応の手引き」（こども家庭庁）、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（文部科学省）や他都市が作成した児童虐待防止ハンドブック等の内容を参考にしました。

発行：札幌市児童相談所地域連携課（TEL 011-622-8620）（令和2年（2020年）8月作成）（令和8年（2026年）8月改訂）



さっぽろ市
02-G03-26-1637
R8-2-1114

SAPPORO



札幌市児童虐待防止 ハンドブック 〈ダイジェスト版〉



こどもたちを虐待から守るためには、教職員による気づきと支援が不可欠です。

こどもたちが安心して健やかに成長できるよう、関係機関が力を合わせて支援していきましょう。

判断に迷うとき

児童虐待は、家庭の中で行われるため見えにくく、発見が難しいものです。そのため、日常的にこどもと関わっている機関での「気づき」が大切です。虐待と疑われる内容を見聞きした場合には、ぜひ相談してください。

組織での対応

虐待対応は多岐に渡る支援が必要です。教職員が一人で抱え込んだり、自分だけで解決しようとせず、組織的に対応することが重要です。

保護者との関係

保護者との信頼関係を壊したくないために連絡をためらう声も聞かれます。相談をきっかけに支援が始まる場合があります。親を責めるのではなく、家族全体を支えるという視点で考えていきましょう。

より早くご相談いただくことで、こどもと家庭のより良い支援につながります。

「要対協」って何でしょう？

札幌市では、支援が必要なこどもの早期発見や適切な保護を図るため、「札幌市要保護児童対策地域協議会（要対協）」を設置しています。

要対協は、対象のお子さんが住んでいる区ごとにも設置され、個別のこどもごとに検討会議等を行いながら、お子さんとその家庭に対する支援のあり方を考え、関係機関ごとに役割を分担し、見守りを行っています。

家庭の状況に変化があれば、介入的な対応も検討し、こどもの安全を守ります。

気になるお子さんがいれば、すぐに児童相談所や区家庭児童相談室へ連絡してください。



学校生活での留意点

学校での1日の生活の様子から

登校時

- 外観**
- 不自然な傷、あざ、火傷などがある
 - 衣服や体がいつも不潔である
 - 季節に合わない服装である

- 様子**
- 笑顔が少ない、落ち着きがない、過度に乱暴
 - 必要以上に丁寧な言葉遣い、あいさつ
 - 表情が乏しく、受け答えが少ない
 - 疲労感や無気力な状態が続いている

- 行動**
- 理由のはっきりしない欠席や遅刻が多い
 - 保護者が学校からの連絡に応じない、説明が不自然



授業中

- 外観**
- 不自然な傷、あざ、火傷などがある
 - 衣服や体がいつも不潔である

- 様子**
- 大人に反抗的、暴言を吐く
 - 他者とうまく関われない、孤立しがち、ささいなことでカッとなるなど乱暴な言動がみられる
 - 表情が乏しく、受け答えが少ない
 - 疲労感や無気力な状態が続いている

- 行動**
- 教職員の顔を極端にうかがう、接触を避けようとする
 - 教室を離れる回数が多い(不定愁訴、体調不良)
 - 提出物を出さない、忘れ物が多い、字が乱雑



休み時間

- 他者とうまく関われない、孤立しがち
- 教職員を独占したがる、用事がなくてもそばに近づこうとする

昼休み

- 給食への執着が強く、過度に食べる、または、極端な食欲不振
- エプロン等の持ち物を忘れる

放課後

- 何かと理由をつけてなかなか帰宅しない
- クラブ活動をよく休むようになる等、普段と違う表情・行動がある
- 深夜はいかい、家出、喫煙、金銭持ち出しや万引き等を繰り返す



家庭訪問時

こどもの様子

- 保護者の姿を確認すると急に緊張したり保護者に近寄らない
- 保護者が離れると、安心して表情が明るくなる

保護者の様子

- 理想の押しつけや年齢不相応な要求がある
- 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている
- こどものことでイライラするなど、精神的に不安定である
- こどもの発達等に無関心であったり、育児に拒否的な発言がある
- 病気、アルコール・薬物への依存があると感じる
- 学校行事に参加しない、連絡をとることが困難である

家庭の様子

- 絶え間なくけんかがあったり、家族不和(暴力等含む)がある
- 長期の欠席が続き、訪問してもこどもに会わせないことがある
- 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む
- 近隣とのつきあいがなく、孤立している様子がある



学校での基本的な対応について

日頃からの観察

こどもの健康状態を日常的に観察、心身の状況を把握、健康上の問題があれば、こどもに必要な指導を行い、必要に応じて保護者に助言します。

また、心配な状況が生じた際は、組織的に情報共有し、決して、教職員が1人で抱え込まないようにしてください。

早期発見

気になることがあれば、事実関係を時系列に記録します(外傷、本人の発言等。事実と推測は分けて記録)。組織的に情報共有し、気になる点について多角的な情報収集を行います。

迷いや疑義がある場合は、区家庭児童相談室への相談を検討してください。

チーム対応

保護者、こども、区家庭児童相談室や児童相談所の関係機関等対応相手が多岐にわたり長期化することも少なくないため、管理職の適切なリーダーシップのもと、組織的に対応していきます。区家庭児童相談室や児童相談所への通告のタイミング(迷いがあればまず相談)など対応を決めておきます。

保護者への対応

通告元の情報を、区家庭児童相談室や児童相談所から保護者に伝えることはありません。ただ、学校が通告したと疑う保護者がいることも事実ですし、法律上、児童虐待の早期発見に努めたうえで、通告の義務が課されているのが学校の立場です。

保護者が威圧的・拒否的な態度をとる場合であっても、通告の義務があることを説明するなど、こどもの安全を第一に考え毅然(きぜん)とした対応をとるとともに、学校としての問題意識を丁寧に説明して今後の支援につなげていく必要があります。

学校の対応方針をチームとして定め、区家庭児童相談室や児童相談所にも相談しましょう。

こどもへの対応

こどもから事情を聞くときには、こどもが落ち着いて話せる場所で話し、こどもの言うことや親の存在を否定しないことを心がけます。

こどもから「(ほかの人には)言わないで」と口止めされた場合であっても、「あなたを守るためには、ほかの人の助けを借りることが必要」であることを根気強く伝えていきましょう。

学校では、踏み込んだ聴取や度重なる質問はせず、ある程度話を聴き、こどもに安心感をもってもらったうえで、区家庭児童相談室や児童相談所の協力を求め、チームで対応していくことが望ましいです。

見守り(モニタリング)のポイント

日頃からこどもや家庭に接触が可能な機関・関係者は、**日常的に細かな援助を行い、緊急の場合には児童相談所に連絡する必要があります。**

あらかじめ、個別ケース検討会議の場等を活用し、**見守るべき項目の確認、具体的にどのような状況が生じた際に、区家庭児童相談室や児童相談所に連絡し、情報共有・協働での対応をすべきかについて協議しておくことが望ましいです。**

特別な動きがない場合でも、定期的に担当機関(区家庭児童相談室または児童相談所)に情報共有を行っておきましょう。



虐待対応において緊急性の高いもの

以下の状況については、対応の緊急性が高いものと理解し、ただちに児童相談所に連絡してください。

- こどもに**生命の危険があるようなケガ**がある(頭や顔の外傷、骨折、打撲、火傷など)
- 保護者がこどもに対し**生命の危険が及ぶような加害行為**をしている(医療が必要なほど殴る、蹴る、乳幼児を強くゆするなど)
- 衰弱状態(脱水症状、栄養不足など)
- 性的な被害(性交、性器や性交を見せる、身体に触る・触らせるなど)
- 保護者またはこども自身が**保護を求めている**(家に帰りがたらない差し迫った状況など)

★乳幼児は、自ら危険を避けることができないため、危険度や緊急性が高まります。